

吹田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 ①	実質収支	人件費 ②	人件費率 ②/①	(参考) 平成30年度の人件費率
令和元年度	371,715人	135,536,180千円	414,184千円	23,032,819千円	17.0%	18.2%

※ 人件費には、職員のほか、市長や副市長などの特別職に支払う給料や手当、恩給、市議会議員や各種委員会の委員に支払う報酬なども含まれています。

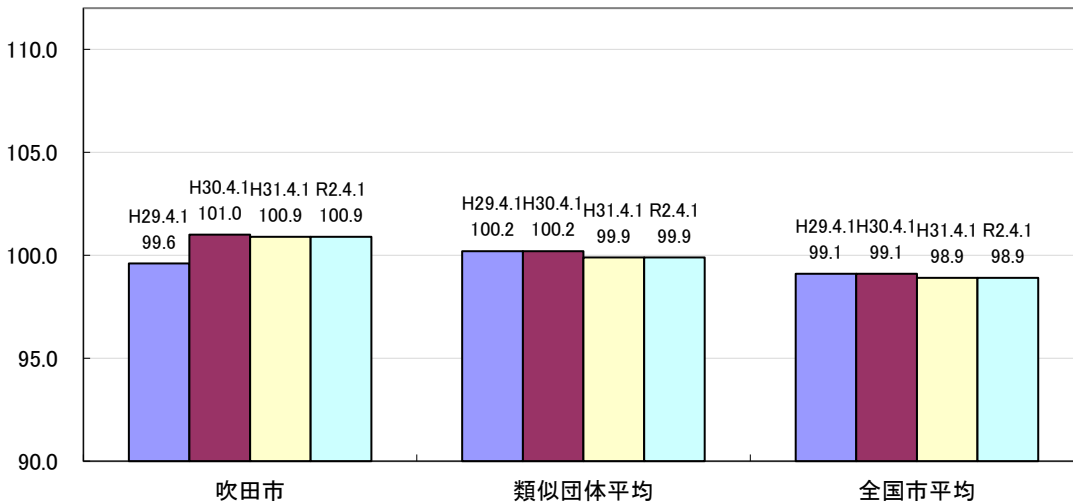
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

①

区分	職員数 ①	給与費				(参考) 一人当たり給与費 ②/①	(参考) 類似団体 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 ②		
令和元年度	2,422人	8,870,815千円	3,101,833千円	3,941,811千円	15,914,459千円	6,571千円	6,444千円

※ 職員手当は、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、管理職手当などで、退職手当を含みません。
 ※ 職員数は、「平成31年地方公務員給与実態調査」の調査票「01職員数に関する調」の普通会計関係の職員数の合計です。
 ※ 給与費については、再任用短時間職員分の給与費を含みますが、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



※ 「ラスパイレス指数」とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 ※ () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 ※ 「類似団体平均」とは、吹田市と人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

令和2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

国準拠の給料水準とするため、平成27年4月から初任給を8号給引下げ、在職者についても調整を実施し、更に課長級以上の管理職員は平成30年3月31日までの期間、特例減額を実施しながら、役職者数の削減に取り組んできました。本市のラスパイレス指数が100を超えている要因は、役職者数が近隣市と比べてやや多い状況や学歴によって昇任等に差を設けていないことから高校卒のラスパイレス指数が国を大きく上回っていることが影響しています。本市職員の大半を占める大学卒のラスパイレス指数については100を下回っている状況ですが、引き続き役職者数の適正化を進めることで改善を図ります。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
 （内容）人事院勧告の内容に準拠し、行政職給料表を平均2.0%引き下げ。（激変緩和措置として、平成30年3月31日までは現給保障を実施。）

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準12%に対し、吹田市においても12%を支給
 （実施時期）見直し後の支給割合は現在と同一であるため、改定はなし。

（参考）

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の 支給割合	平成29年度の 支給割合	平成30年度の 支給割合	令和元年度の 支給割合	令和2年度の 支給割合
		4月1日時点	遡及改定後					
国基準による 支給割合	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%
吹田市の支給割合	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日）
 管理職員特別勤務手当について、国の取扱いを踏まえ、見直しを実施。（令和元年8月8日）

(5) 特記事項

国準拠の給料水準にするため初任給水準の見直し（8号給引下げ）を行い、在職職員については採用時に遡って再格付けを行う調整を平成27年4月1日付けで実施

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
吹 田 市	42.2歳	315,067 円	428,252 円	397,425 円
大 阪 府	42.3歳	320,105 円	438,796 円	379,587 円
国	43.2歳	327,564 円	—	408,868 円
類 似 団 体	41.8歳	318,797 円	405,898 円	364,599 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 ①/②
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 ①	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 ②	
吹 田 市	48.7歳	213人	309,147 円	379,200 円	367,877 円	—	—	—	—
うち清掃職員	47.4歳	54人	299,441 円	390,767 円	357,560 円	廃棄物処理業 従業員	46.2歳	300,100 円	1.30
うち給食調理員	47.4歳	74人	311,057 円	370,157 円	370,157 円	調理士	43.1歳	273,700 円	1.35
うち用務員 (学校校務員)	50.0歳	70人	314,330 円	378,469 円	372,559 円	用務員	55.9歳	207,900 円	1.82
うち自動車運転手	58.2歳	8人	295,100 円	370,229 円	348,547 円	自家用乗用自 動車運転者	56.7歳	286,800 円	1.29
その他	49.3歳	7人	328,057 円	403,120 円	398,634 円	—	—	—	—
大 阪 府	54.1歳	454人	311,544 円	387,821 円	361,639 円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,319人	287,283 円	—	328,862 円	—	—	—	—
類 似 団 体	50.2歳	210人	326,183 円	383,335 円	358,637 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公 務 員 ③	民 間 ④	③/④
吹 田 市	6,188,990 円	—	—
うち清掃職員	6,265,821 円	4,166,100 円	1.50
うち給食調理員	6,068,107 円	3,672,400 円	1.65
うち用務員 (学校校務員)	6,217,263 円	2,862,400 円	2.17
うち自動車運転手	6,148,593 円	3,901,200 円	1.58
その他	6,637,620 円	—	—

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。（地方公務員給与実態調査より）

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成29年度～31年度の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の諸条件が完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員③」及び「民間④」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

◆ 技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

地方公共団体の技能労務職員の給与については、職務内容等が同種又は類似している民間事業の従事者と比較して、高額ではないかとの指摘や批判があるところ。本市においても、以前より技能労務職員を含めた職員数の削減に取り組んできました。また、平成24年1月1日実施の給与制度改革では、技能労務職の給与と制度においても、給料表の最高到達額を類似職種である国家公務員行政職俸給表（二）の水準まで引き下げるとともに、諸手当の見直し等を実施しました。

(1) 基本的な考え方

職員数については、平成19年度（2007年度）末以降、多くの職員が定年退職を迎え再任用職員になるなど、職員の構成が大きく変化します。職員体制計画に基づき、平成26年度（2014年度）以降も引き続き職員数の削減に取り組めます。

職員数の削減により給与総額の抑制に努めるとともに、給与については国、府及び近隣各市等との均衡を基本として、その都度必要な見直しを行っています。今後においても適正な給与制度の運用を進めます。

(2) 具体的な取組内容

ア 給与

(ア) 技能職労務職給料表を類似職種である国家公務員行政職俸給表（二）と同水準とする引下げの実施。

(イ) 期間を定めた役職段階別の給与減額の実施。

(ウ) 採用後の昇給調整（2号給）の廃止

(エ) 期末・勤勉手当の役職加算制度の見直し

(オ) 高齢職員の昇給抑制年齢の引下げ

(カ) 特殊勤務手当の見直し

(キ) 住居手当の一律加算の廃止

(ク) 通勤手当の支給上限の設定

イ その他

(ア) 民間委託（全部）

①感染症予防事業及び衛生害虫等駆除事業の作業部門の委託（平成20年4月）

②市民病院救急外来受付業務の委託（平成21年4月）

③市民病院給食調理業務の委託（平成21年9月）

(イ) 民間委託（一部）

- ①市立幼稚園における校務員業務の委託拡大（平成21年7月）
- ②資源循環エネルギーセンターにおける夜間運転業務の委託（平成22年3月26日）
- ③事業課のごみ収集業務の委託拡大（平成22年4月）
- ④事業課のごみ収集業務の委託拡大（平成23年4月）
- ⑤市立小・中学校における校務員業務の委託拡大（平成24年4月、平成25年4月、平成26年4月、平成27年4月、平成28年4月、平成29年4月、平成30年4月）
- ⑥市立小学校における給食調理等業務の委託（平成24年8月）
- ⑦市立小学校における給食調理等業務の委託拡大（平成25年8月、平成26年8月、平成27年4月、平成27年8月、平成28年8月）

(ウ) 定型業務の非常勤職員等での対応

- ①電話交換業務の非常勤化（平成22年4月～順次）
- ②出張所における用務員業務の臨時雇用員化（平成23年4月）

(エ) 職員の配置

- ①環境管理センターにおける感染症予防事業及び衛生害虫等駆除事業の作業部門の民間委託に伴い、衛生職員を一般事務、その他の技能労務職（土木職員、印刷員、清掃職員、校務員）に職種変更のうえ、削減。また、自動車運転手を削減。（平成20年4月）
- ②スポーツグラウンドへの指定管理者制度導入に伴い、グラウンド管理員を削減（平成20年4月）
- ③市民病院救急外来受付業務の民間委託に伴い、一般事務補助員を一般事務に職種変更のうえ、削減（平成21年4月）
- ④市立幼稚園における校務員業務の民間委託拡大に伴い、校務員を削減（平成21年7月）
- ⑤市民病院給食調理業務の民間委託に伴い、委託業者の監督業務にあたる職員を除く、給食調理員を削減（平成21年9月）
- ⑥資源循環エネルギーセンターにおける夜間運転業務の民間委託に伴い、機器操作員を一般事務又は一般技術に職種変更のうえ、削減（平成21年12月～平成22年4月）
- ⑦事業課におけるごみ収集業務の民間委託拡大に伴い、自動車運転手を削減（平成22年4月）
- ⑧電話交換業務における職員配置を順次非常勤化することに伴い、電話交換手を削減（平成22年4月、平成23年4月）
- ⑨事業課におけるごみ収集業務の民間委託拡大に伴い、自動車運転手を削減（平成23年4月）
- ⑩出張所における用務員業務の臨時雇用員化に伴い、用務員を一般事務に職種変更のうえ、削減（平成23年4月）
- ⑪専属印刷員による庁内印刷から、原課職員が自ら庁内印刷をすることに伴い、印刷員を一般事務に職種変更のうえ、削減（平成24年4月、平成25年4月）
- ⑫市立小・中学校における校務員業務の委託拡大に伴い、校務員を削減（平成24年4月、平成25年4月、平成26年4月、平成27年4月、平成28年4月、平成29年4月、平成30年4月）
- ⑬市立小学校における給食調理等業務の委託に伴い、給食調理員を削減（平成25年4月）
- ⑭市立小学校における給食調理等業務の委託拡大に伴い、給食調理員を削減（平成26年4月、平成27年4月、平成28年4月、平成29年4月）

(オ) その他

- ①スポーツグラウンドに指定管理者制度を導入（平成20年4月）

③ 教育職（幼稚園教諭）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
吹 田 市	38.0歳	289,866 円	356,081 円
大 阪 府	38.6歳	334,702 円	405,736 円
類 似 団 体	38.7歳	303,631 円	354,266 円

④ 医療技術職（栄養士等）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
吹 田 市	41.4	299,294 円	389,449 円	368,271 円
国	—	—	—	—
類 似 団 体	—	—	—	—

⑤ 看護師・保健師職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
吹 田 市	41.4歳	311,673 円	415,148 円	383,783 円
国	47.3歳	317,928 円	—	355,144 円
類 似 団 体	39.3歳	302,555 円	390,064 円	334,381 円

⑥ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
吹 田 市	39.7歳	293,890 円	406,642 円	370,394 円
類 似 団 体	38.4歳	304,413 円	394,254 円	350,330 円

※ 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。（地方公務員給与実態調査より）

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		吹 田 市	大 阪 府	国	
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	187,300 円	一般職（大卒）	182,200 円
	高 校 卒	154,900 円	153,500 円	一般職（高卒）	150,600 円
教育職	大 学 卒	195,500 円	209,100 円	—	
	短 大 卒	177,000 円	—		
技能職・ 労務職	高 校 卒	154,900 円	153,267 円	—	
	中 学 卒	146,100 円	141,600 円	—	
看護師・ 保健師職	大 学 卒	188,700 円	—	—	
	短 大 卒	171,700 円	—	—	
消防職	大 学 卒	182,200 円	—	—	
	高 校 卒	165,900 円			

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和2年4月1日現在）

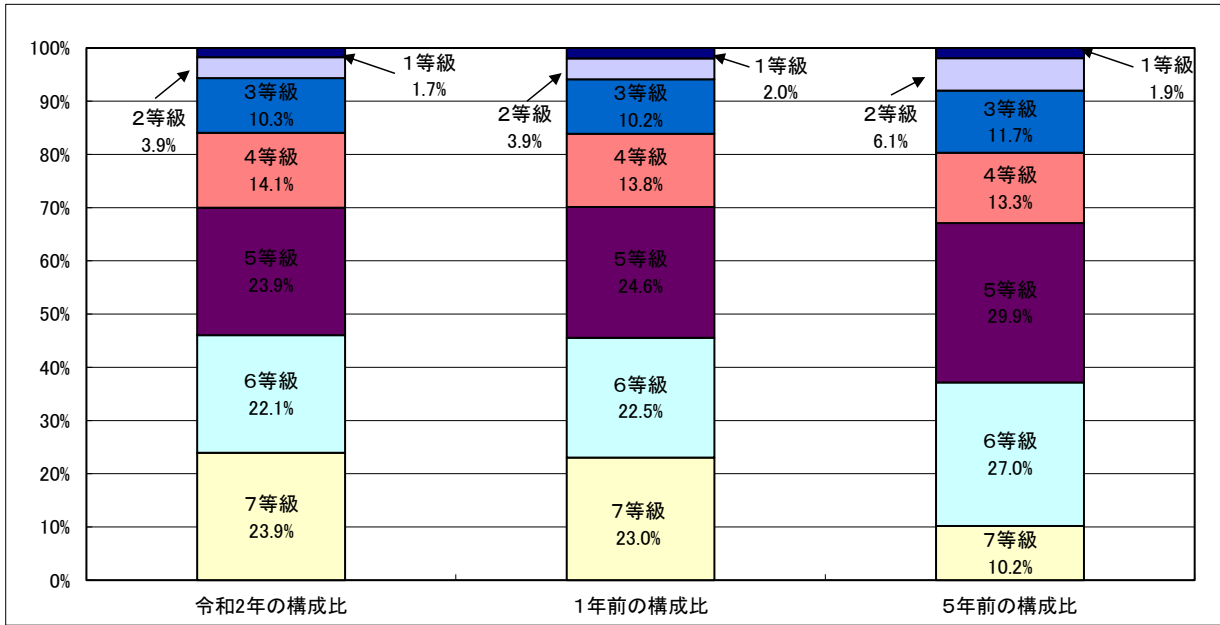
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	254,796 円	353,148 円	383,070 円	419,119 円
	高 校 卒	225,800 円	—	—	391,429 円
技能職・ 労務職	—	—	307,433 円	324,789 円	312,200 円
看護師・ 保健師職	大 学 卒	259,150 円	—	422,300 円	—
	短 大 卒	—	—	395,650 円	344,800 円
消防職	大 学 卒	257,456 円	343,000 円	395,000 円	422,600 円
	高 校 卒	243,089 円	—	331,600 円	401,400 円

3 一般行政職の等級別職員数等の状況

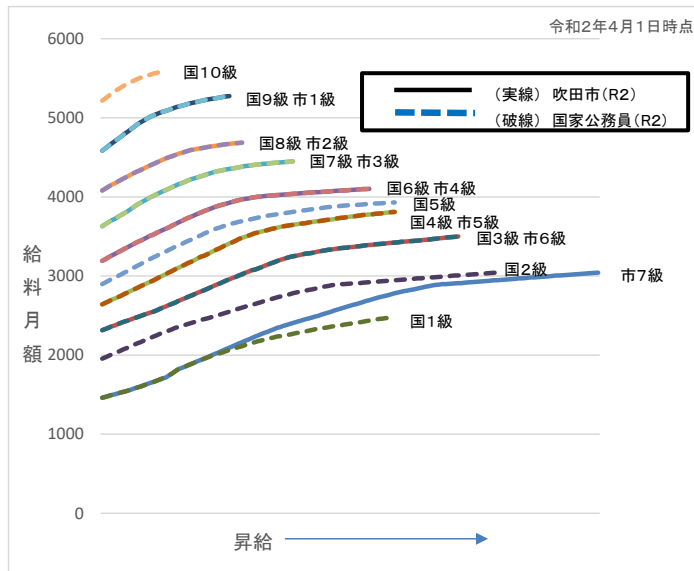
(1) 一般行政職の等級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職 員 数	構 成 比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 等 級	部長・理事	25人	1.72%	458,400 円	527,500 円
2 等 級	次長・室長	57人	3.92%	408,100 円	468,600 円
3 等 級	課長・参事	150人	10.31%	362,900 円	444,900 円
4 等 級	課長代理・主幹	205人	14.09%	319,200 円	410,200 円
5 等 級	係長・主査	348人	23.92%	264,200 円	381,000 円
6 等 級	主任	322人	22.13%	231,500 円	350,000 円
7 等 級	その他の職務	348人	23.92%	146,100 円	304,200 円

※ 「吹田市一般職の職員の給与に関する条例」に基づく給料表の等級区分による職員数です。
 ※ 標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較（行政職（一））（令和2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（吹田市）

令和2年4月2日から令和3年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○ (下位の区分の一部は昇給不可)	○	○ (下位の区分の一部は昇給不可)	○
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

吹 田 市	大 阪 府	国
1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,628千円	1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,759千円	—
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.9月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.9月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.9月分 (1.45)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職務の等級による加算措置 ・役職加算 3～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

勤勉手当への人事評価の活用状況（吹田市）

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率	○	○	○	○
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

吹 田 市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 ○定年前早期退職特例措置 給料月額に2～20%加算	その他の加算措置 ○定年前早期退職特例措置 給料月額に2～45%加算
1人当たり平均支給額 15,723 千円	

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）	1,119,529 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 （令和元年度決算）	453,067 円
支給率	支給対象職員数 国の制度（支給率）
12%	2,471人 12%

(4) 特殊勤務手当（令和元年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		74,734 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		153,458 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）		19.7 %		
手当の種類（手当数）		9		
手当の名称	支給対象職員	支給対象業務	支給実績 （令和元年度決算）	左記職員に対する支給単価
市税等徴収業務特殊勤務手当	当該業務従事職員	市税、国民健康保険料又は下水道事業受益者負担金の徴収業務に従事したとき	2,478 千円	市税徴収手当 1 件数割 現年度分 1件 5円 滞納繰越分 1件 20円 2 差押え 1件 300円 3 金額割 現年度分 徴収金額（月額）1/1,000 滞納繰越分 徴収金額（月額）3/1,000 延滞金分 徴収金額（月額）20/1,000 徴収手当は、月額は30,000円を限度とする。
				国民健康保険料及び下水道事業受益者負担金徴収手当 1 件数割 現年度分 1件 1円 滞納繰越分 1件 3円 2 差押執行後物件引上げまで 差押え 1件 50円 物件引上げ 1件 100円 3 金額割 現年度分 徴収金額（月額）4/1,000 滞納繰越分 徴収金額（月額）10/1,000 徴収手当は、月額は30,000円を限度とする。
現場作業特殊勤務手当	塵芥収集作業従事職員 道路・公園施設現場作業従事職員 終末処理場現場作業従事職員 小・中学校・幼稚園現場作業従事職員	塵芥の収集作業に従事したとき	7,784 千円	日額 640円
		道路・公園施設の維持若しくは補修作業に従事したとき		日額 200円
		終末処理場の現場作業に従事したとき		日額 180円
		下水処理場の沈殿槽等での汚水、汚泥、砂泥の浚渫搬出作業等に従事したとき		1時間 260円
		資源循環エネルギーセンター・破砕選別工場のホッパー室内等の清掃作業・ダスト搬出作業に従事したとき		1時間 190円
学校・幼稚園の清掃等の作業に従事したとき	日額 110円			
行旅病人又は精神障害者の救護業務特殊勤務手当	行旅病人・精神障害者救護業務従事職員	当該業務に従事したとき	- 千円	1件 450円
消防職員特殊勤務手当	消防職員	機関業務手当	11,313 千円	隔日の勤務 1当務 280円
		消防用特殊車両で緊急出動したとき		上記以外の勤務 日額 140円
		救急業務手当 傷病人の搬送業務で消防長の定めた職員が出動したとき		1回 60円
		高所作業手当 はしご車等を使用して高所（10m以上に限る）において消防作業・訓練及び救助作業・訓練に従事したとき		隔日の勤務 1当務 130円 上記以外の勤務 日額 65円
		潜水作業手当 潜水装備を着し救助作業・訓練に従事したとき		隔日の勤務 1当務 130円 上記以外の勤務 日額 65円
救急救命士業務手当 救急救命士として救急業務に従事したとき	月額 10,000円			
社会福祉事務特殊勤務手当	社会福祉主事発令を受けた職員	法令に基づく公の保護その他の措置の実施に関し、家庭訪問による調査又は指導業務に従事したとき	866 千円	月額 1,250円

選挙事務特殊勤務手当	選挙事務従事職員	投票事務に従事したとき	43,570 千円	1日 30,800円（但し、投票所設営に従事したときは3,100円加算）
		即日開票事務に従事したとき		1日 2,400円（但し、午後10時から翌日の午前9時までの間に勤務したときは30分単位で1,500円を加算）
		開票準備事務及び即日開票事務に従事したとき		1日 4,800円（但し、午後10時から翌日の午前9時までの間に勤務したときは30分単位で1,500円を加算）
		主任手当（投票事務に限る）		3,000円
災害現場出勤特殊勤務手当	災害現場作業従事職員	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に屋外において現場作業に従事したとき	14 千円	日額 1,040円
夜間業務特殊勤務手当	正規の勤務時間として深夜勤務に従事する職員	正規の勤務時間が深夜の一部又は全部を含む勤務に従事したとき	8,253 千円	1回 450円 勤務時間 2時間以上7時間未満 300円 勤務時間 2時間未満 240円
主任技術者等特殊勤務手当	法律の規定により任命された主任技術者		456 千円	月額 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	669,011 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	370 千円
支給実績（平成30年度決算）	751,789 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	405 千円

※ 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	○子 10,000円 ○配偶者、父母等 6,500円 (次長級の職員 3,500円) ○16～22歳の子に加算 5,000円	同じ		257,880 千円	238,116 円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ		184,539 千円	280,029 円
通勤手当	○電車などの交通機関を利用する場合 6箇月定期券額を年2回支給 ○乗用車などを使用する場合 通勤距離に応じて月額31,600円を限度に支給 ※支給額の上限は月額55,000円	同じ		215,402 千円	101,845 円
単身赴任手当	○東京都特別区の区域内に所在する国の行政機関の 官署への異動に伴い住居を移転し、同居していた 配偶者と別居して単身での生活を常況とする職員 等に支給 54,000円	同じ		648 千円	648,000 円
管理職手当	○保健所長（保健所移管関係職務）114,000円 ○保健所長 83,000円 ○部長（議事説明員等）93,000円 ○部長 83,000円 ○理事（議事説明員等）81,000円 ○理事 71,000円 ○部次長・室長 69,000円 ○総括参事 66,000円 ○課長級 60,000円 ○課長代理級 47,000円	異なる		367,398 千円	646,827 円
休日勤務手当	○祝日、年末年始の休日に勤務したときに支給	同じ		141,884 千円	213,039 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として、午後10時から午前 5時までの間に勤務する職員に対して、勤務 1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の 25/100を支給	同じ		10,049 千円	35,509 円
宿日直手当	○1回につき5,100円	異なる	○1回につき 4,200円	383 千円	127,667 円

<p>管理職員特別勤務手当</p>	<p>○部長級 週休日等：3時間以内6,000円、3-6時間以内12,000円 6時間以上18,000円 週休日等以外の午前0-5時：6,000円 ○次長級・課長級 週休日等：3時間以内5,000円、3-6時間以内10,000円 6時間以上15,000円 週休日等以外の午前0-5時：5,000円 ○課長代理級 週休日等：3時間以内4,300円、3-6時間以内8,500円 6時間以上12,750円 週休日等以外の午前0-5時：4,300円</p>	<p>異なる</p>	<p>○支給区分は、6時間以内、6時間を超える場合の2区分 ○週休日等を災害に限定しない。 ○週休日と週休日をまたぐ勤務は、各日6時間超は各日で計算しない。</p>	<p>362 千円</p>	<p>10,343 円</p>
<p>初任給調整手当</p>	<p>医療職給料表(1)の適用を受ける職員として新たに採用された職員に支給する。 支給額 251,200～38,900円(採用～35年未満)</p>	<p>異なる</p>	<p>官職の種類等により区分 414,300円～17,300円 (採用～35年未満)</p>	<p>0 千円</p>	<p>0 円</p>

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	1,050,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,180,000 円 / 707,000 円
	副 市 長	920,000 円	974,000 円 / 696,000 円
報 酬	議 長	740,000 円	827,000 円 / 584,000 円
	副 議 長	700,000 円	748,000 円 / 504,000 円
	議 員	650,000 円	700,000 円 / 475,000 円
期 末 手 当	市 長	(令和元年度支給割合)	
	副 市 長	4.45月分	
	議 長	(令和元年度支給割合)	
	副 議 長	4.45月分	
	議 員		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	市 長	給料月額×在職月数×58/100	29,232,000 円 (任期毎)
	副 市 長	給料月額×在職月数×42/100	18,547,200 円 (任期毎)

- ※ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。
- ※ 市長などの特別職の給料と市議会議員の報酬は、学識経験者や各種団体の代表者で審議され、市議会の議決を経て決まります。
- ※ 括弧書きは減額措置前です。

6 職員数の状況（令和2年4月1日現在）

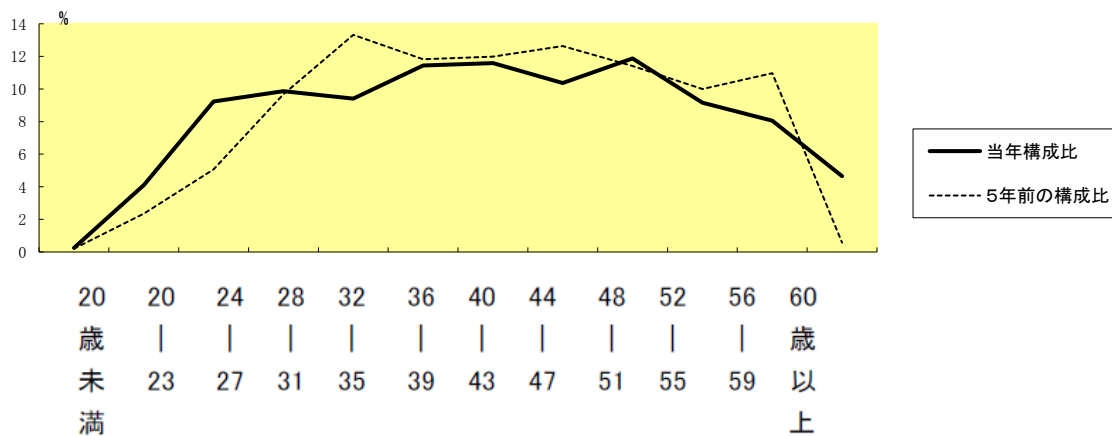
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和元年	令和2年		
普 通 会 計 部 門	議 会	18	18	0	
	総 務	413	400	▲ 13	事務の統廃合縮小
	税 務	109	107	▲ 2	その他
	民 生	630	627	▲ 3	事務の民間等委託
	衛 生	268	302	▲ 34	業務増
	労 働	5	5	0	
	農 林 水 産	5	5	0	
	商 工	27	30	3	業務増
	土 木	234	235	1	業務増、欠員補充
	計	1,709	1,729	20	<参考> 人口1万人当たりの職員数46.28人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数45.63人)
公 営 会 計 業 務 部 門	教 育 部 門	352	377	25	業務増
	消 防 部 門	361	364	3	その他
	小 計	2,422	2,470	48	<参考> 人口1万人当たりの職員数66.12人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数63.30人)
	病 院	21	16	▲ 5	派遣期間終了
	水 道	127	131	4	業務増
公 営 会 計 業 務 部 門	下 水 道	90	94	4	欠員補充
	そ の 他	85	85	0	
	小 計	323	326	3	
合 計		2,745 [3,298]	2,796 [3,298]	51 [0]	

- ※ 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。
- ※ [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	7人	115人	258人	276人	263人	320人	324人	290人	332人	256人	225人	130人	2,796人

(3) 職員数の推移（各年4月1日現在）

（単位：人・%）

年度 部門別	27年	28年	29年	30年	31年	令和2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,479	1,585	1,643	1,675	1,709	1,729	250 (16.9%)
教育	358	331	342	355	352	377	19 (5.3%)
消防	332	334	344	360	361	364	32 (9.6%)
普通会計計	2,169	2,250	2,329	2,390	2,422	2,470	301 (13.9%)
公営企業等会計計	301	313	329	341	323	326	25 (8.3%)
総合計	2,470	2,563	2,658	2,731	2,745	2,796	326 (13.2%)

※ 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 ①	純損益又は 実質収支	職員給与費 ②	総費用に占める 職員給与費比率 ②/①	(参考) 平成30年度の総費用に占める 職員給与費比率	
令和 元年度	5,675,001 千円	1,394,115 千円	876,452 千円	15.4%	17.0%	
区分	職員数 ①	給 与 費			一人当たり給与費 ②/①	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 ②	
令和 元年度	126人	473,297 千円	151,784 千円	216,978 千円	842,059 千円	6,683 千円

※ 職員手当は、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、管理職手当などで、退職手当を含みません。

※ 職員数は、令和2年3月31日現在の人数です。

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 159,893 千円を含みません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
吹 田 市	40.9歳	365,352 円	549,849 円
市町村平均	44.2歳	339,529 円	512,723 円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

企 業 職	吹 田 市 (一般行政職)
1人当たり平均支給額 (令和元年度) 1,637千円	1人当たり平均支給額 (令和元年度) 1,628千円
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90月分 (0.90) 月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況) 職務の等級等による加算措置 ・役職加算 3~20%	(加算措置の状況) 職務の等級等による加算措置 ・役職加算 3~20%

イ 退職手当 (令和2年4月1日現在)

企 業 職	吹 田 市
(支給率) 自己都合 勤続・定年	(支給率) 自己都合 勤続・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 ○定年前早期退職特例措置 給料月額に2~20%加算	その他の加算措置 ○定年前早期退職特例措置 給料月額に2~20%加算
1人当たり平均支給額 6,052 千円	1人当たり平均支給額 15,723 千円

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度決算)		64,215千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)		475,664円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 一般行政職の制度 (支給率)
市内全域	12.0%	135人 12.0%

